

- 小笠原村では、村民及び来島者が小笠原の森を身近に感じられる場と機会を創出し、森林保全等への理解の醸成に取り組んでいる。
- 村民及び来島者が自然の中で散策できるよう森林内の整備として、遊歩道周辺の下草や枝葉の除草剪定を行っている。
令和6年度以降においても、森林環境譲与税を充て、継続して森林普及活動を実施する。

□ 事業内容

森林内ルート整備事業

小笠原諸島は平成23年に世界自然遺産に登録され、自然を守るための様々なルールが定められている。現地ガイドの指示に従うなどルールを守って自然に親しむことを要件としており、父島、母島の森林生態系保護地域内の指定ルート、南島及び母島石門一帯では、必ずガイドと同行し、決められたルートを利用することとしている。

観光客にも人気が高い千尋ルートにおける除草・剪定を行い動植物とふれあい歩きながら、絶景を楽しむ機会を創出している。

【事業費】1,160千円（うち307千円譲与税）

【実績】千尋ルート除草・剪定委託（年4回）



（森林内ルート整備の様子）

□ 工夫・留意した点

繁茂の進行している場所や飛び出した枝の多い部分に目星をつけ、業者委託により実施した。

□ 取組の効果

散策や自然ガイド等に活用され、世界自然遺産地にふさわしい自然体験が可能となっている。

□ 基礎データ

①令和6年度譲与額	307千円
②私有林人工林面積（※1）	0ha
③林野率（※2）	6.7%
④人口（※3）	2,929人
⑤林業就業者数（※4）	11人

※1：「森林資源現況調査（林野庁、H29.3.31現在）」より、

※2：「2020農林業センサス」より、※3、4：「R2年国勢調査」より